

# 岩国市の優遇制度

## ■交付内容

項 目	内 容
事業所設置奨励金	<p><b>「固定資産税相当分」及び「都市計画税相当分」を3年間交付</b> ※ 各年度<b>上限なし</b></p>
雇用奨励金	<p><b>「新たに雇用した従業員」×50万円</b> ※「新卒者（卒業後3年間）」は×<b>60万円</b> ※障害者は上記額+<b>10万円</b>、かつ従業員1人につき<b>3年間</b> ※<b>200人</b>を限度→<b>上限なし</b></p>

※事業所設置奨励金の対象者が雇用奨励金を受けることができ、雇用奨励金のみでの交付は想定していません。

# 事業所設置奨励金

## ■ 交付要件

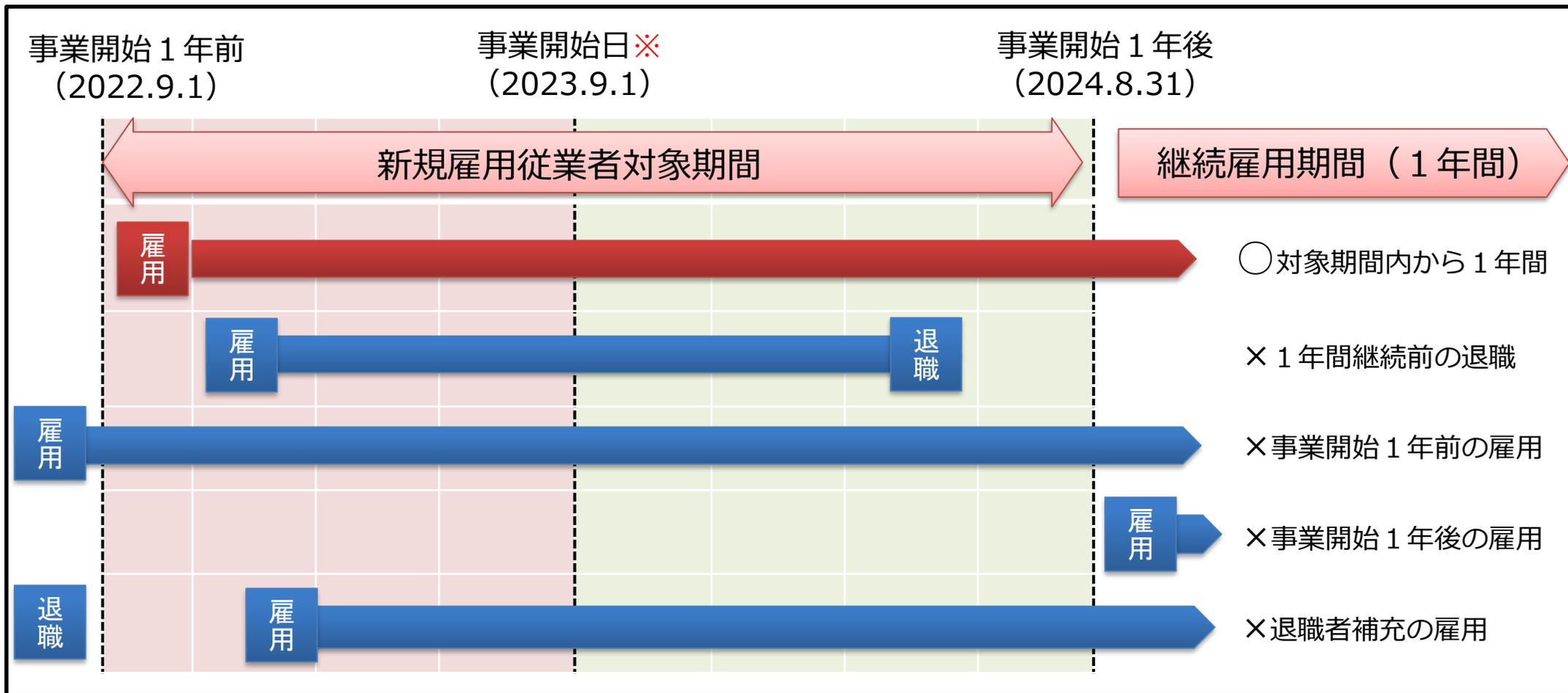
分類	投下固定資産総額		増加常用従業員数	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
・ 製造業      ・ 運輸業	5 億円以上	2 千万円以上	10 人以上	5 人以上
・ 製造業（植物工場） ・ 情報通信業      ・ 卸売業 ・ 物品賃貸業      ・ 学術 ・ 開発研究機関      ・ デザイン業 ・ 広告業              ・ 宿泊業 ・ 洗濯業              ・ 映画館 ・ スポーツ施設提供業 ・ 一般機械修理業の場合	1 億円以上	2 千万円以上	5 人以上	2 人以上

項目	備考
投下固定資産総額	<p>▼事業所の設置のために事業開始日以前に取得した、土地（事業開始日前3年以内に取得）、家屋及び償却資産で固定資産税の対象となるもの</p> <p>▼投下固定資産の「取得額」の合計</p> <p>※親会社、子会社及びグループ会社 法人の場合にあっては、当該法人の代表者及び役員を含む。からの取得は除く</p>
増加常用従業員数	<p>▼指定を受けようとする市内事業所で就労する常用従業員のうち、<b>市内に住所を有する従業員</b>が、事業開始日の1年前の日と比較して、奨励金指定申請日において増加すること</p>



# 雇用奨励金

## ■新規雇用従業者（雇用例）



### 《新規雇用従業者》

**事業開始日※**の前後1年以内に新たに雇用された者で、次の要件を**全て**満たす者をいいます。この新規雇用従業者が雇用奨励金の対象となります。

- 常用従業員であること。
- 設置をした事業所で現に就労していること。
- 1年以上継続して雇用されていること。
- 引き続き1年以上本市に住所を有すること。
- 指定事業者（法人の場合に合っては、当該法人の代表者）の親族等でないこと。